



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

能登半島地震を踏まえた
被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会
～災害関連死ゼロを目指して～
【報告書】

令和8年4月



広島県

目次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 検討の経過	2
4. 能登半島地震の概況	
(1) 地震の概要	3
(2) 被害状況等	4
5. 取組の方向性	
(1) 災害関連死の定義	14
(2) 災害関連死の要因等	14
(3) 災害関連死ゼロに向けた取組の方向性	16
(4) 災害関連死ゼロに向けた取組のイメージ	19
6. 検討テーマ	
(1) 課題の抽出	20
(2) 検討テーマの設定	22
7. 検討内容	24
8. おわりに	80

1. はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県能登地方を中心に死者・行方不明者700人、住家被害が165,563棟（令和7年12月25日時点）という多くの人命や家屋等への甚大な被害を与えたほか、ライフライン等への多大な被害をもたらした。

この地震により、多数の被災者が避難を余儀なくされたことから、避難者数は最大50,000人を超え、被災自治体が開設した避難所数は最大1,500以上にも及んだほか、避難所における生活環境の悪化や備蓄の不足など、避難生活に関する様々な課題が生じた。

また、今回の地震による死者数は、直接死が228人に対して災害関連死が470人となっており、（令和7年12月25日時点）、平成28年の熊本地震では、直接死が50人に対して関連死が218人と、関連死が直接死の4倍以上となるなど、近年の地震災害においては、災害関連死者数が直接死者数を上回ることが多くなっている。

加えて、令和6年8月には、宮崎県日向灘を震源とした地震の発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されるなど、発生が危惧される南海トラフ地震等に備えた取組の必要性を改めて認識したところであり、今後発生が危惧されるの南海トラフ地震等の大規模災害においては、県内で最大で3,763人の災害関連死者数が想定されており、災害関連死を防ぐための取組の検討は、喫緊の課題となっている。

そのため、「能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会～災害関連死ゼロを目指して～」(以下「本検討会」という。)を開催し、本県における地震防災対策のうち、災害関連死ゼロに向けた取組の今後の方向性等について、学識経験者等の有識者から意見を聴取しながら、総合的な対策を検討することとした。

本報告書は、本検討会での議論をもとに、災害関連死ゼロに向けた被災者支援策の方向性についてとりまとめるものであり、今後、本報告書を踏まえ、本県における地震防災対策を着実に進めていく必要がある。

2. 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	所属・職名	専門
奥村 与志弘	関西大学社会安全学部 教授	災害関連死
久保 達彦	広島大学大学院医系科学研究科 教授	災害医療・公衆衛生
竹本 加良子	株式会社サイエンスクラフト 代表取締役社長	防災コンサルタント
西原 丈順	広島県老人福祉施設連盟 副会長	社会福祉施設・避難行動要支援者
平山 修久	名古屋大学減災連携研究センター 准教授	災害廃棄物
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 准教授	初動対応・受援応援・業務継続
明城 徹也	特定非営利法人全国災害ボランティア支援団体 ネットワーク 事務局長	避難所運営・災害ボランティア

3. 検討の経過

- 第1回検討会：令和6年8月6日
- 第2回検討会：令和6年10月23日
- 第3回検討会：令和7年3月18日
- 第4回検討会：令和7年9月11日
- 第5回検討会：令和8年3月25日

- 広島県における現状の課題・取組内容等の説明及び意見聴取
- 今後の取組（案）に対する意見聴取
- 再整理したテーマ及び今後の取組（案）に対する意見聴取
- 全体の取組イメージ及び今後の取組（案）に対する意見聴取
- 報告書（案）に対する意見聴取

4. 能登半島地震の概況

(1) 地震の概要 (令和7年12月25日現在) ※出典：内閣府

①発生日時

令和6年1月1日 16:10

②震源及び規模 (暫定値)

場所：石川県能登地方

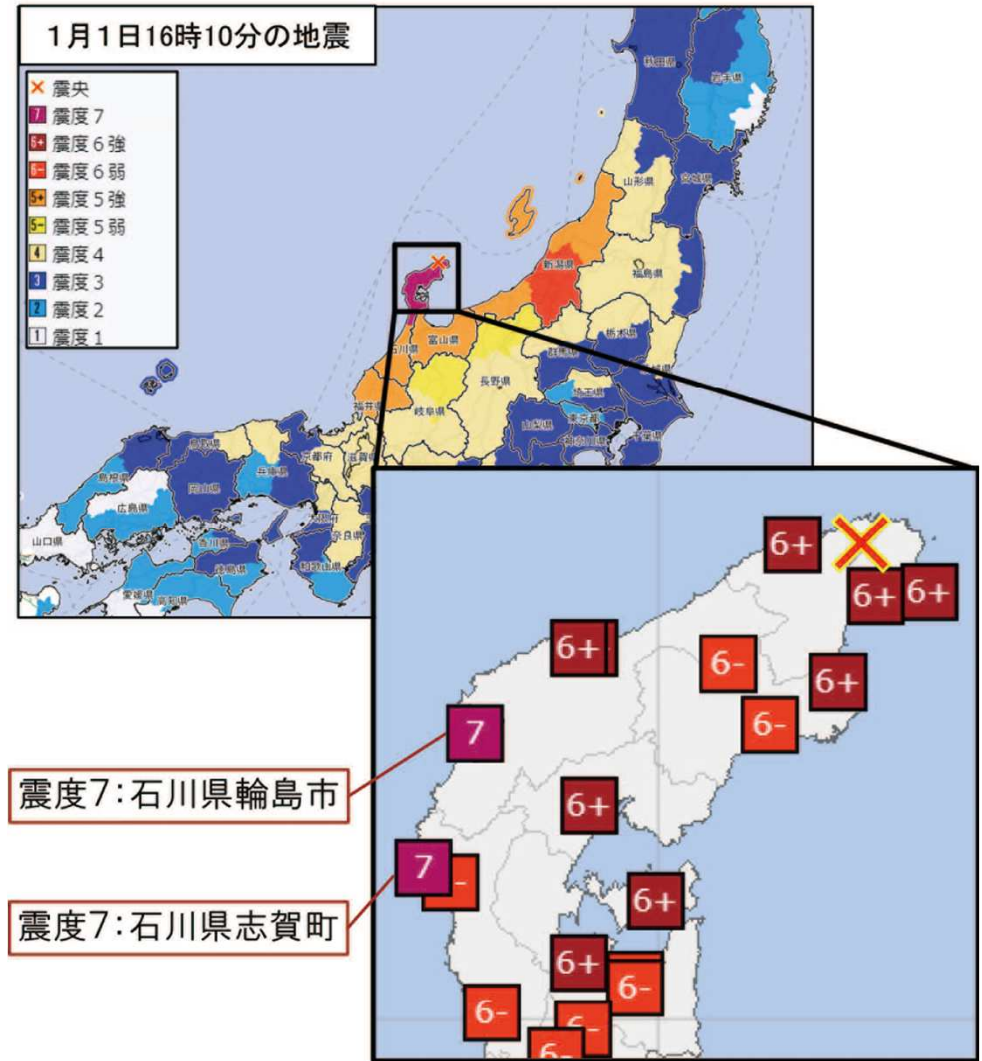
(北緯37.5度、東経137.3度)

規模：マグニチュード7.6 (暫定値)

震源の深さ：16km (暫定値)

③各地の震度 (震度6弱以上)

震度7 石川県志賀町、輪島市
震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱 中能登町、新潟県長岡市



4. 能登半島地震の概況

(2) 被害状況等 (令和7年12月25日現在) ※出典：内閣府

① 人的被害

死者：698人 (うち災害関連死470人)

行方不明者：2人

② 住家被害

住家被害：165,563棟

(うち全壊6,537棟、半壊：23,703棟)

都道府県	人的被害			住家被害					
	死者	うち 災害関連死	行方 不明者	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	住家被害 小計
	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
福島県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
石川県	684	456	2	6,168	18,726	6	5	91,553	116,458
新潟県	6	6	0	111	4,156	0	14	21,134	25,415
富山県	8	8	0	258	809	0	0	21,751	22,818
福井県	0	0	0	0	12	0	0	830	842
長野県	0	0	0	0	0	0	0	21	21
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
京都府	0	0	0	0	0	0	0	2	2
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	698	470	2	6,537	23,703	6	19	135,298	165,563

4. 能登半島地震の概況

③インフラ・ライフライン等の被害

《道路》

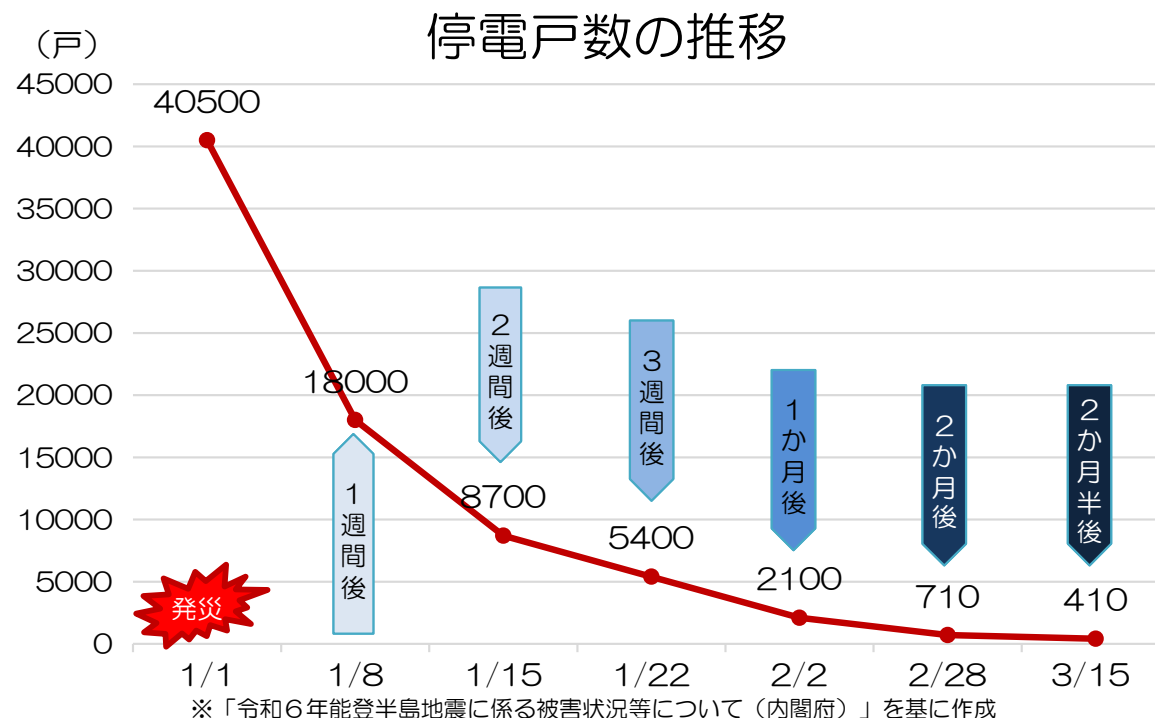
地震により、多くの道路に崩落等が生じた。特に石川県においては、県管理道路で最大93か所が通行止めとなり（令和6年1月5日時点）、奥能登全体が孤立状態とも呼べるようなアクセスが困難な状態に陥るなど、多くの道路で通行止め等が発生した。能登半島では、被災地に流入する車両が一部の道路に集中することにより、各地で渋滞が発生し、支援物資の運搬や復旧作業の支障となった。

また、道路の通行止めにより33地区最大3,345人（令和6年1月8日時点）が支援を受けられない孤立状態に陥るなど、孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

《電力（電気）》

北陸電力送配電株式会社管内において、電柱の倒壊や断線その他により、令和6年1月1日に最大約40,000戸が停電した。

令和6年3月15日には、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き、復旧が完了したものの、地震発生から1週間後においては、およそ18,000戸、2週間後でも8,700戸が未復旧であるなど、多くの家屋で停電が長期化した。

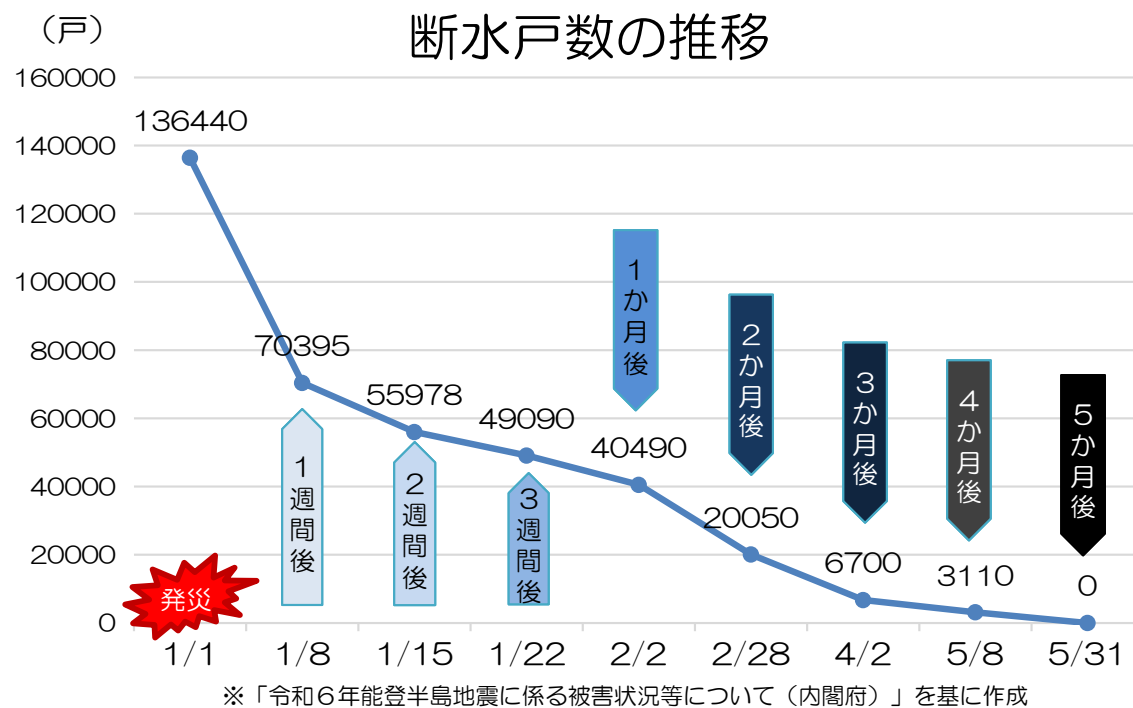


4. 能登半島地震の概況

《水道》

石川県を始めとして最大約136,440戸で配水管破損、管路破損等の被害により断水が生じた。

令和6年5月31日をもって建物倒壊地域等を除き、水道本管は復旧済みとなっているが、地震発生から1週間後においてはおよそ70,000戸が、1か月後でもおよそ40,000戸が断水状態にあるなど、復旧に時間を要した。



《ガス》

都市ガスについては、発災当初の段階で液状化の影響による導管被害等により、一部で一時的に供給を停止したものの、令和6年1月4日には、ガス製造事業者や一般ガス導管事業の被害・供給支障については解消した。

《通信》

令和6年1月3日には、石川県及び新潟県において、携帯電話事業者4社の合計で839基地局が停波した。特に石川県においては、発災直後8市町において支障エリアが発生し、被害の大きかった6市町の通信可能なエリアは、支障ピーク時において被災前の約30%まで減少したが、立入困難地点を除き令和6年1月17日までに応急復旧を概ね終えられた。また、固定電話については、令和6年2月6日に石川県輪島市の一部を除きサービスが復旧した。

4. 能登半島地震の概況

④医療機関等における被害

医療機関については、石川県内の19施設など最大計26施設で被災が確認され、2病院において倒壊の危険のある建物があることが確認された。3施設で停電が、23施設で断水が発生していたが、令和6年7月30日時点で、石川県内全ての病院の断水は復旧した。

また、人工呼吸器在宅療養難病患者については被害報告はなかったものの、人工透析患者については、石川県に存在する透析医療機関43機関のうち、透析治療ができない機関が最大で7機関、透析困難な患者が最大で360人発生した。

透析を受けることができない患者は、令和6年1月4日までに外部機関へ搬送され、翌日以降は、受入先の医療機関で透析を実施することができた。

⑤社会福祉施設等における被害

社会福祉施設については、高齢者関係施設で、石川県内の191施設など最大計307施設で被災が確認され、30施設で停電が、161施設で断水が発生した。令和6年7月30日時点において、9施設で断水が続いている状況であった。

障害者関係施設においても、石川県内の41施設など最大計48施設で被災が確認され、6施設で停電が、30施設で断水が発生した。令和6年7月30日時点において、うち1施設で停電が、3施設で断水が続いている状態にあった。

避難生活の長期化等を踏まえ、DMAT等が中心となり、被災地の高齢者関係施設から被災地外の医療機関や高齢者関係施設、1.5次・2次避難所に要介護高齢者等が搬送された。

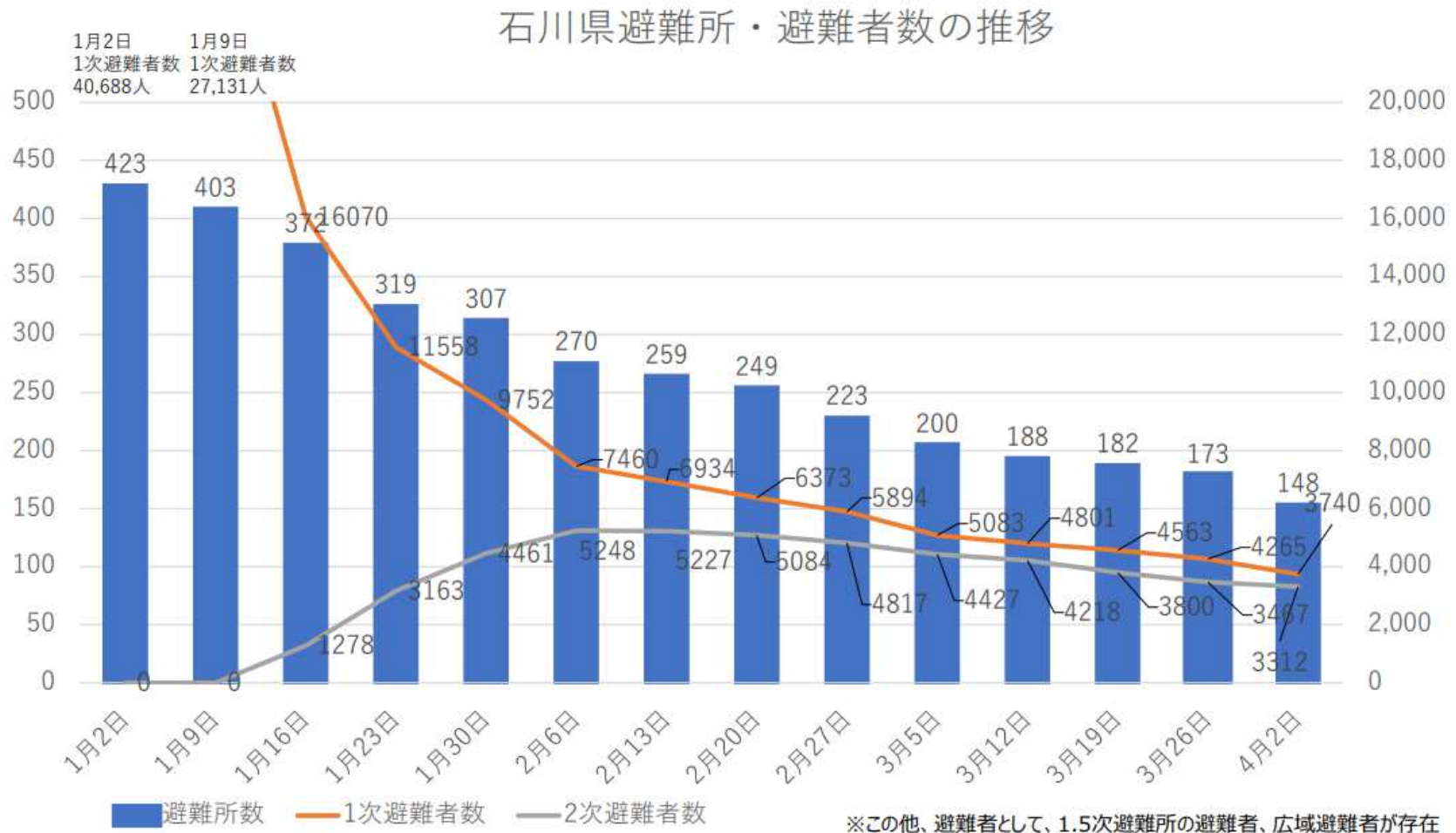
また、被災地における高齢者施設や障害者施設においては、介護職員の応援派遣等により、介護・障害福祉サービスの提供体制確保に必要な支援を実施された。

4. 能登半島地震の概況

⑥避難者等の状況（石川県）

石川県における1次避難者数は、最大で40,688人（令和6年1月2日時点）であり、発災から3か月が経過した令和6年4月2日時点でも4,000人を超える避難者が存在した。

ホテルや旅館等への2次避難者数は、最大で5,248人（令和6年2月6日時点）となっており、同じく発災から3か月経過した令和6年4月2日時点で3,000人を超える避難者が存在した。



4. 能登半島地震の概況

⑦支援者等の派遣状況

能登半島地震においては、被災県及び市町村に対して全国から様々な団体から支援者が派遣されたことにより、応援職員等の執務スペースや活動場所が不足するなど、支援者を受け入れる体制が不十分であった。主な応援団体等の派遣状況は以下のとおり。

《応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣実績（短期派遣）》 ※出典：総務省

被災市区町村における発災直後の災害対応業務を支援するため、全国の自治体から被災地に応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」の枠組みが活用され、被災市区町村の災害マネジメントを総括的に支援する「総括支援チーム」及び避難所運営や罹災証明書の交付など、多くのマンパワーが必要とされる業務を支援する「対口支援チーム」を合わせ、被災18市町に延べ11万人を超える応援職員が派遣された。

チーム	被災自治体数	応援自治体数	延べ人数
総括支援チーム	6市町	6団体	2,996人
対口支援チーム	18市町	63団体	115,959人
累計	18市町	63団体	118,955人

【参考】広島県・県内市町による主な人的支援の状況（令和7年10月7日時点）

区分	主な活動地域	人数
応急対策職員派遣 （住家被害認定調査、生活相談窓口対応等）	石川県輪島市	632人
1.5次避難所運営支援	石川県小松市	8人

4. 能登半島地震の概況

《保健医療福祉活動チームの派遣実績》

チーム・団体		活動場所	活動実績（累計）
医療	DMAT（災害派遣医療チーム）	医療機関等	1,139チーム
	DPAT（災害派遣精神医療チーム）	避難所等	213チーム
	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	医療機関、避難所等	1,097チーム
	日赤救護班	避難所等	489チーム
	災害支援ナース（日本看護協会）	医療機関等	2,982人
	JDAT（日本災害歯科支援チーム）	避難所等	364チーム
	薬剤師チーム（日本薬剤師会）	避難所等	2,887人
	JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）	避難所等	974チーム
保健	DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	都道府県、保健所等	34自治体
	保健師等チーム	避難所等（巡回）	42都道府県
	DICT（日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）	避難所等	79人
	JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）	避難所等	1,113チーム
福祉	DWAT（災害派遣福祉チーム）	避難所等	1,500人

※出典：「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた厚生労働省の対応等について」（厚労省）

【参考】広島県による医療・保健衛生・福祉支援の状況（令和7年10月7日時点）

区分	主な活動地域	人数
DMAT	石川県庁、能登医療DMAT活動拠点本部ほか	74人
DPAT	能登医療圏DPAT活動拠点本部	13人
広島県災害時公衆衛生チーム	石川県珠洲市、金沢市	48人
DWAT	石川県内の避難所等	21人

4. 能登半島地震の概況

《災害ボランティアの活動実績（令和7年12月13日時点）》 ※出典：全国社会福祉協議会

被災市町のボランティアセンターを通して活動された災害ボランティアの活動人数は、被災3県17市町で延べ196,600人となっており、避難所での炊き出しや被災した家屋の片付け、がれき撤去等の作業に従事された。

活動場所		ボランティアセンター 開所	ボランティア 活動開始	延べ活動人数
県	市町			
石川県	珠洲市 ほか	令和6年1月3日～	令和6年1月10日～	188,533人
富山県	射水市 ほか	令和6年1月3日～	令和6年1月4日～	6,171人
新潟県	新潟市西区	令和6年1月2日～	令和6年1月10日～	1,896人
計	17市町	-	-	196,600人

※ 被災地では災害ボランティアセンター等を通じて活動するボランティア以外にも、NPOによる活動や、自治会・地縁組織など地域住民どうしの支え合いによる活動が行われているが、これらの人数は含まれていない場合がある。

※ ボランティアセンターの開所及び活動開始日は、活動場所のうち最も早い時期を記載している。

4. 能登半島地震の概況

⑧ 応急仮設住宅（石川県）の供給状況 ※出典：内閣府

能登半島地震では、自力での生活再建が困難な高齢者等の住まいの確保に向け、応急仮設住宅（建設型）が整備され、令和6年12月23日までに、必要戸数である6,882戸全てが完成した。

また、令和6年9月20日からの大雨（奥能登豪雨）では、必要戸数の286戸全てが、令和7年3月28日までに完成した。（合計7,168戸）

建設にあたっては、被災者及び被災市町の意向や用地の状況等を勘案し、迅速かつ大量に供給可能なプレハブ型（従来型）に加え、仮設期間（原則2年）を超えても市町の公有住宅として恒久的に使用することができる木造仮設住宅の建設が進められた。

木造仮設住宅には、景観に配慮した長屋型の住宅（まちづくり型）や、地元集落を離れた方がふるさとに回帰することを目的とした戸建て風の住宅（ふるさと回帰型）も活用された。

なお、道路復旧や災害公営住宅の整備状況などを踏まえ、供与期間が1年間延長されている。

構 造	プレハブ	木 造	
概 要	迅速かつ大量に供給し、避難生活を早期解消するもの	市町有住宅に位置づけることで、恒久的な住まいとすることが可能	
入居期間	原則2年間（状況により延長）	原則2年間（2年後市町有住宅へ転用可の仕様とする）	
工 期	約1～2ヶ月	約2ヶ月～3.5ヶ月	
場 所	市町有地、学校グラウンドなど	従前のお住まいの近くなど	
完成戸数	5,565戸 (77.6%)	1,570戸 (21.9%)	33戸 (0.5%)
外 観	長屋（従来型）	長屋（まちづくり型）	戸建風（ふるさと回帰型）
			

※出典：石川県 | 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨 応急仮設住宅の建設について」より

4. 能登半島地震の概況

⑨災害廃棄物の処理状況 ※出典：内閣府

地震による被災家屋からの片付けごみや、被災建物の解体に伴う災害廃棄物の発生量は、石川県が策定された「石川県災害廃棄物処理実行計画」において、県内全体で約244万トンと推計され、その後、「公費解体加速化プラン（令和7年7月31日改定）」において、約420万トンに見直されている。

被災地の復興のためには、損壊した家屋の早期解体を進める必要があり、全壊・半壊家屋等については、被災者からの申請に基づき、市町が解体・撤去を行う公費解体が進められるが、能登半島地震においては、市町において事前に公費解体を実施するための体制や要綱等が整備されていなかったことが、発災直後から公費解体が進まなかった一因とされている。

また、解体工事に伴い大量の廃棄物が発生することで、災害廃棄物の受入処理施設の確保が課題となった。

【参考】石川県における公費解体の進捗状況（令和8年1月末時点）

解体見込棟数	申請棟数	完了棟数				完了棟数／ 解体見込数
			公費解体	緊急解体	自費解体	
44,953	44,203	42,723	40,578	385	1,760	95%

【参考】石川県における災害廃棄物の処理状況（令和7年12月末時点）

（単位：千トン）

全発生推計量 ※別管理建物を除く	処理計画	処理実績 （累積）	計画達成率	処理実績／推計量
3,745	3,653	3,453	94.5%	92.2%

※出典：「加速化プランに基づく公費解体の進捗状況（事業進捗の見える化）」（石川県）より作成

5. 取組の方向性

(1) 災害関連死の定義

内閣府において、災害関連死とは、「災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されている。

また、災害弔慰金は、災害を直接の死因として死亡した場合だけではなく、災害に起因して生活環境の悪化などによって死亡した場合など、市町村が災害により死亡したと認定した場合なども支給の対象となっている。

(2) 災害関連死の要因等

内閣府では、令和8年1月に、能登半島地震における災害関連死の事例を示した事例集（以下、「事例集」という。）を作成されており、被災市町等における災害弔慰金等認定審査会において、災害関連死として認定された事例（286件）及び認定されなかった事例（122件）について、死亡時の年齢層、既往症等の有無、死亡直前期における生活環境区分等を整理されている。

死亡時の年齢層については、80歳代以上の割合が約82%を占め、60歳代を含めると約99%となっている。また、認定された286人のうち、270人（約94%）に何らかの既往症等があった（要介護認定を受けている方や服薬中の方等を含む）と確認されている。

また、亡くなる直前の生活環境は、「病院」が約34%、「介護施設等」が約29%であり、次いで「自宅」（約13%）、「避難所」（約11%）となっている。

死因としては、「循環器系の疾患」が約30%、「呼吸器系の疾患」が約28%となっており、感染症や自殺等も確認されている。

次項では、災害関連死の発生フローを示しているが、様々な要因から災害関連死に至っていることが見受けられる。

5. 取組の方向性

(3) 災害関連死ゼロに向けた取組の方向性

災害関連死に至る要因は、被災者の健康状態や生活環境によって多岐にわたるうえ、複数の要素が合わさって死に至る事例が多く存在する。そのため、災害関連死に結び付く要因・要素を一つひとつ改善していくことが、災害関連死のリスクを減らすことに繋がると考えられる。

また、過去の災害関連死の事例ごとの要因を見ると、医療の早期介入や避難所等における生活環境の改善によって救えた可能性のある命がある一方で、災害直後に亡くられるなど、生活環境を改善したとしても救えたか疑問が残るケースが存在することも事実としてある。

これらを踏まえ、本県が実施していく今後の取組の方向性・考え方を以下のとおり整理する。

① 「防ぎえる」災害死への対策

阪神・淡路大震災では、地震による死者のうち約500人について、平時の医療が提供されていれば救命の可能性があったとされており、以来、これを防ぎえた災害死と呼称し、防ぎえた災害死を防ぐことが、災害医療の目標とされるようになった。

一方で、災害関連死の中にも、保健・医療・福祉等のサービス供給体制の維持や、避難所等の生活環境の改善によって防ぐことができる可能性のある死が存在すると考えられることから、本県では、これらを「防ぎえる」災害死として捉え、災害関連死をゼロにすることを目指しつつも、「防ぎえる」災害死への対策を講じていくこととして整理する。

また、過去の災害で災害関連死と認定された人のうち、高齢者や既往症のある人の割合が高くなっていることから、高齢者等の要配慮者をはじめとした被災者支援策を「防ぎえる」災害死ゼロを目指す上で特に寄与度の高い取組として整理する。

なお、福祉・介護等のサービスを利用されていない高齢者においては、災害時には支援が届きにくくなるケースが想定されることから、平時から行政サービスと繋がっていない高齢者の把握を行うとともに、災害時にも配慮すべき対象として目を向けた支援を行うことにも留意する。

5. 取組の方向性

② 被災者の把握・共有・支援体制の構築

生活拠点の異なる被災者一人ひとりに必要な支援を行き届かせるためには、被災者の生活環境や健康状態を把握することが重要であり、避難所だけでなく、在宅や車中泊避難者、社会福祉施設や医療機関などで生活している被災者の状況を個人レベルで把握・集約のうえ、関係機関において共有しながら、被災者の状況に応じたきめ細やかな支援に繋げていくことが重要である。

また、事例集によると、発災から死亡までの期間として、1週間以内に亡くなられた方が24人（8.4%）であるのに対し、1週間から1月以内が72人（25.2%）、1月から3月以内が92人（32.2%）、3月以上経過して亡くなられた方が98人（34.2%）となっており、災害関連死は、災害発生直後だけでなく、避難生活の長期化や生活環境の変化など、時間の経過とともに状況が変わっていく特徴を持っている。

災害関連死対策をより実効性のあるものとするためには、発災後の災害関連死の発生状況を継続的に把握しながら、どのような要因が影響しているのか、今後どのようなリスクが高まる可能性があるのかを考慮して対応していくことが重要である。

これらを踏まえ、関係機関と協働して、情報の収集・集約・活用等に係る認識の共有や役割分担の明確化を行いながら、国や県、市町の災害対策本部や保健医療福祉調整本部等をはじめとした行政組織間の連携を強化するとともに、NPOや民間企業等の外部支援団体とも協働した情報共有体制を整備する。

5. 取組の方向性

③ 地域づくり・社会づくり

「防ぎえる」災害死を減らすためには、行政等の支援者だけではなく、住民や自主防災組織等の関わりが不可欠であり、災害関連死の事例や要因並びに本県の掲げる目指す姿等を産学官民で共有し、各主体が災害関連死を自分事として捉え、それぞれが主体的に取組を推進していく必要がある。

とりわけ、県民においては、一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という意識の下、日頃からの備え等を実践していただくことが重要であると考え、災害後の混乱の中で「周囲に迷惑をかけないように」や「自分で何とかしよう」と無理を重ねることが健康悪化につながり、結果として災害関連死の一因となることもある。

そのため、災害関連死対策を考える際には、「自分の命は自分で守る」という意識の醸成だけでなく、「早めに支援を受けること」や「周囲が支えること」が命を守ることにつながるという視点も併せて示すことが重要である。

また、「自助」や個人の意識の向上だけではなく、医療・福祉、地域や民間事業者などを含め、多様な主体が関わりながら、日常の暮らし方や社会の仕組みを見直していくことで、結果として災害関連死のリスクを低減することにつなげていく必要がある。

本県では、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例」を制定し、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」、県・市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」が、それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、防災対策を推進してきたところである。

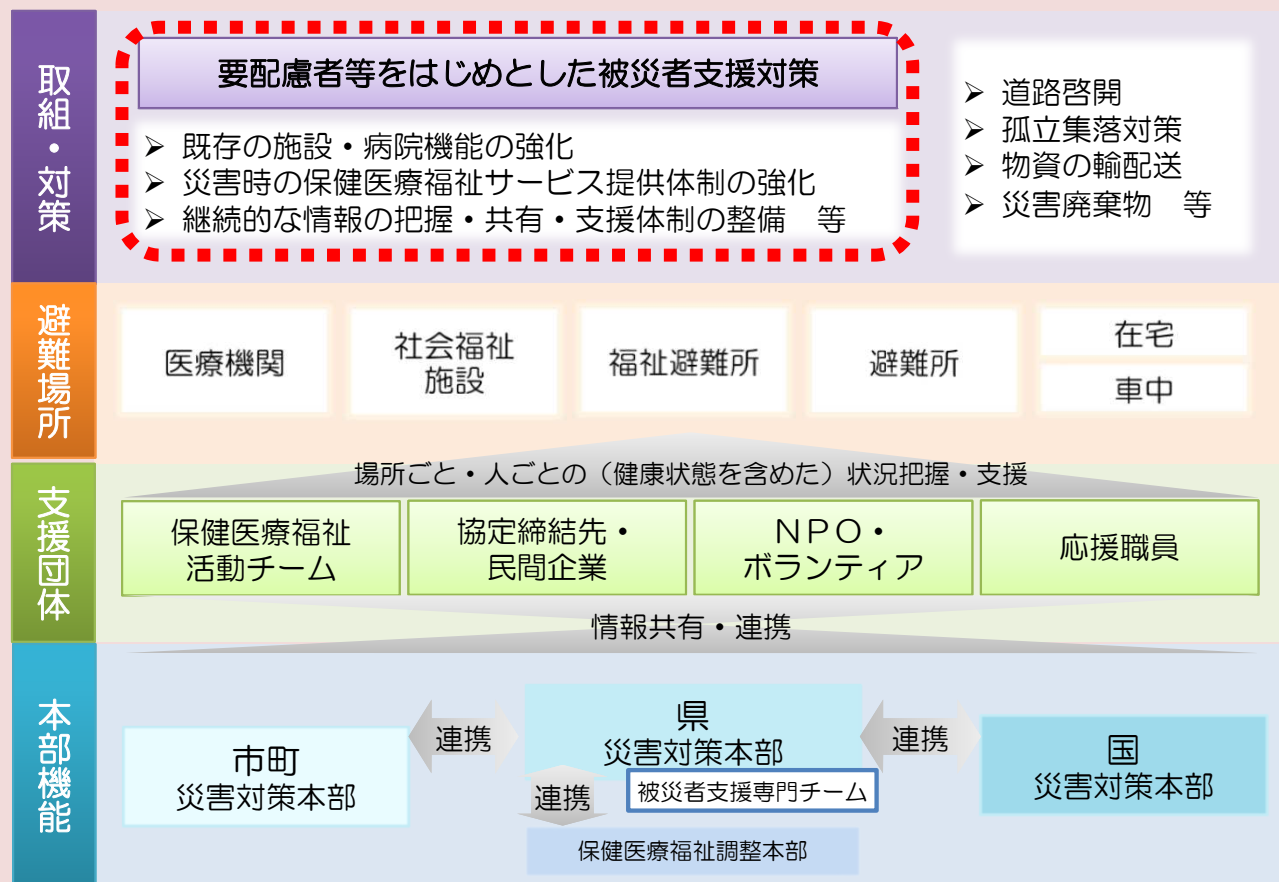
そのため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動と連動し、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たす中で、災害関連死に対する意識や行動のあり方を社会全体で共有しつつ、県全体が一体となった取組を推進していくことで、災害関連死ゼロ並びに「防ぎえる」災害死ゼロに向けた地域づくり・社会づくりを目指していく。

5. 取組の方向性

(4) 災害関連死ゼロに向けた取組のイメージ

災害関連死ゼロ

「防ぎえる」災害死ゼロ



目指す姿の共有

産学官民で目指す姿の共通認識を持ち、各主体が災害関連死について正しく認識するとともに、それぞれができる対策を考え・実践する

県民総ぐるみ運動の推進

自助・共助・公助一体となった取組

自助

- ◆ 自らの命は自ら守る
- ・防災知識の習得、訓練への参加
- ・住宅耐震化、家具の転倒防止
- ・備蓄促進 等

共助

- ◆ 地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する
- ・呼びかけ体制の構築・実践 等

公助

- ◆ 各本部及び支援団体相互の情報共有・連携体制の構築
- ◆ 人材育成（防災教育） 等

災害関連死・「防ぎえる」災害死ゼロに向けた地域づくり・社会づくり

6. 検討テーマ

(1) 課題の抽出

能登半島地震における国や石川県の検証報告や、本検討会において委員からいただいたご意見等から、本県における課題を洗い出し、検討テーマの設定に係る材料とした。

国や石川県の検証から顕在化した主な課題

- 被災者の見守りや健康管理に繋がる把握・共有が不十分であった
- 各支援団体の活動状況の把握や連携が不十分であった
- 国、自治体、関係機関間での情報共有が困難であった
- 多様なニーズを踏まえた生活環境の整備が不十分であった
- 自主避難所や在宅・車中泊の被災者に対する支援が不十分であった
- 被災者の介護情報等の共有・連携が円滑でなかった
- 施設の被害状況の把握に時間を要した
- 福祉サービスに係る職員や受入施設が不足した
- D24Hへの入力などが滞り、情報の集約が円滑でなかった
- 多機関が支援を行ったため、連絡・連携体制の強化が課題となった
- 停電や断水が長期化することが想定できていなかった
- ライフライン途絶時にも支援を継続させる必要がある
- 2次避難に係るマニュアル等がなく、現場が混乱した
- 被災者の健康状態と避難先環境のミスマッチが生じた
- 道路寸断等により物資供給に遅れが生じた
- 孤立が見込まれる集落の避難や支援の方法等が未想定であった
- 道路啓開作業に係る情報共有及びマンパワーが不足した
- 災害廃棄物の処理施設・運搬車両や関係団体との調整が不足した
- 災害廃棄物処理に関する知見や公費解体の体制整備が不十分であった
- 応急仮設住宅の建設用地の確保が課題となった
- バリアフリーが十分でなく、入居できない要配慮者が生じた
- 多数の支援者を想定した受入体制が不十分であった
- 情報一元化や司令塔機能に課題があり全庁対応が困難であった
- 災害支援NPOに関する知見がなく、受入等の判断が遅れた
- 民間事業者等との協定締結など、平時からの準備が必要であった
- 災害対応に関する知見を有する職員のほか、地域や民間人材の育成も必要

検討テーマの設定

避難場所ごとの状況把握等

関係機関との情報共有

避難所への支援

在宅避難者等への支援

社会福祉施設・医療機関への支援

保健医療福祉活動チームの強化

ライフライン途絶時の対策

広域避難先の確保・支援

物資の調達・輸配送

道路啓開

災害廃棄物

住まいの確保

災害対策本部の機能強化

NPO・民間等との連携

人材育成

分類

6. 検討テーマ

検討テーマの設定

避難場所ごとの状況把握等

関係機関との情報共有

避難所への支援

在宅避難者等への支援

社会福祉施設・医療機関への支援

保健医療福祉活動チームの強化

ライフライン途絶時の対策

広域避難先の確保・支援

物資の調達・輸配送

道路啓開

災害廃棄物

住まいの確保

災害対策本部の機能強化

NPO・民間等との連携

人材育成

西日本豪雨時の災害関連死の研究

自助・共助の強化

反映

追加

本検討会における委員からの主な意見

- 生活環境の異なる被災者ひとり一人の健康状態をまずはどう把握していくかが重要。そのうえで支援を充実させていく必要がある。
- 在宅・車中避難者といった、避難所以外への目配せも必要。
- 多様な団体が集めた被災者の情報を、どのように災害対策本部や保健医療福祉調整本部へ共有するか、また、各本部間において、情報の共有・連携をどう行っていくのかについても検討すべき。平時からの連携も必要。
- 長期にわたる停電や断水に対する避難場所ごとの備え（TKB対策等）が重要。
- 災害関連死は、災害発生後に対処するのは難しいため、災害が起こる前の社会づくり・地域づくりが必要。
- 元日に地震が発生した場合、職員参集や本部設置などの対応ができるのかを検証し、実効性のある受援計画の作成や訓練の実施が必要。
- 自治体職員や支援者の健康管理にも配慮すべき。
- 県庁内で応援職員の受入体制や執務スペースの確保についても検討すべき。
- 市町や県を跨ぐ広域的な避難のオペレーションを検討する必要がある
- 行政職員の人材育成のほかにも、支援者や住民への教育も大切。
- 過去の災害経験や広島の特性等も踏まえて取組を検討すべきであり、実際に災害対応にあたったNPOや社協等から、これまでの知見や現場の課題を汲み取ることも必要。
- 今後の取組について、行政、企業、住民、地域組織など、誰が主体となって推進していくのかを明確にし、それぞれの取組が2～3年でやるものなのか、10年20年後を見据えてやるものなのかを整理すべき。また、いつまでにどの水準までやるべきなのかなど、取組のマイルストーンも整理すべき。
- 担当部局のみで取り組むのではなく、庁内の各部局が横断的に連携することが必要。
- 西日本豪雨の経験を踏まえて、今後の取組を考えていくべき。
- 関連死に対する取組を行政がやると言ってしまうと、その時点で他の主体を巻き込むことは難しくなるので、行政が実施することの宣言ではなく、何が関連死の原因となっているのかを各主体へ共有し、自分たちでできる対策を考え、備えてもらうことが重要。
- 要配慮者であっても、まずは本人や家族が自分の命は自分で守るという考えをもってもらうことが重要であるため、県民総ぐるみ運動の中に関連死対策を言及すべき。
- 災害関連死には、生活環境の改善等により救えた命と、そうではないものがあることを念頭に置いて、現実的なゴールを設定する必要がある。
- 県として目指す姿を産学官民で共有し、オール広島として取り組むことが必要。

6. 検討テーマ

(2) 検討テーマの設定

(1) で抽出した課題から17のテーマを設定し、テーマごとに目指す姿を定めた。

検討テーマ

目指す姿

1	避難場所ごとの状況把握等	●生活拠点の異なる被災者の状況を漏れなく・迅速に把握し、フェーズを跨いだ状況整理・集約がされ、被災者が必要な支援を受けられる状態
2	関係機関との情報共有	●各組織が把握した被災者の情報を組織・部局を跨いで共有できており、被災者が適切な支援を受けられる状態
3	避難所への支援 (TKB対策、要配慮者や女性・ 子供への対応、環境改善等)	●大規模災害発生時の避難所において、スフィア基準を踏まえた運営が行われるとともに、要配慮者等をはじめ被災者が適切な支援を受けられる状態
4	在宅避難者等への支援 (車中泊・自主避難所を含む)	●大規模災害がいつ発生した場合でも、避難生活の場所にかかわらず、状況に応じて、要配慮者等をはじめ被災者が適切な支援を受けられる状態
5	社会福祉施設・医療機関への支援	●大規模災害がいつ発生した場合でも、避難生活の場所にかかわらず、状況に応じて、要配慮者等をはじめ被災者が適切な支援を受けられる状態
6	保健医療福祉活動チームの強化	●本部が機能を発揮し、県内外の保健医療福祉活動チーム（専門職チーム）の支援を得ながら、要配慮者等をはじめ被災者が適切な支援を受けられる状態
7	ライフライン途絶時の対策 (保健・医療・福祉)	●場所やフェーズを問わず、要配慮者等をはじめ被災者が迅速かつ継続的に必要な支援を受けられる状態
8	広域避難先の確保・支援	●平時から広域避難先及びフロー等が明確にされており、被災者が健康状態等に応じて、適切な避難先に避難できる状態

6. 検討テーマ

検討テーマ

目指す姿

9	物資の調達・輸配送	●被災者が必要な物資等を必要なタイミングで受け取ることができる状態
10	道路啓開	●大規模災害時に円滑な応急工事等の実施とともに、速やかな復旧・復興が行われ、被災者が迅速な救援・救出を受けられる状態
11	災害廃棄物	●平時から市町において災害廃棄物の分別、仮置場への搬入ルールが整理されており、県民が認識できている状態 ●平時から市町において公費解体実施体制の確保ができており、発災後被災者が速やかに公費解体・撤去を受けられる状態
12	住まいの確保	●全市町において、大規模災害に備え、部局間の横断的な連携により建設候補地が確保され、速やかに仮設住宅が提供されるとともに、被災者が安定して居住することができる状態
13	災害対策本部の機能強化	●関係組織が随時情報を共有し、被災者が必要な支援策を継続的に受けられる状態
14	NPO・民間等との連携	●各種団体との円滑な連携体制が確保され、被災者が心身の状態に応じて必要な支援を受けられる状態
15	人材育成	●県・市町全体で持続的に高いレベルで初動応急対応や被災者支援を行うことのできる体制が構築され、被災者が適切な支援を受けられる状態
16	西日本豪雨災害時の災害関連死の研究	●過去の災害事例等から、本県において起こり得る災害関連死を予見し、県民が災害関連死に対して正しく理解し、適切な対応がとることができる状態
17	自助・共助の強化	●県民が、日頃から災害に備え、災害発生後に支援が行き届かない期間も、健康状態を維持し生活を送ることができる状態

7. 検討内容

17の検討テーマのうち、委員に検討を踏まえ、検討すべき内容を62の細目に区分するとともに、細目ごとに本県の現状の取組を整理しながら、今後の取組等について検討した。

検討テーマ		細目
1	避難場所ごとの状況把握等	1 避難所における避難者の状況把握方法・体制の整備
		2 在宅・車中・自主避難所等における避難者の状況把握方法・体制の整備
		3 社会福祉施設・福祉避難所・医療機関における避難者の状況把握方法・体制の整備
2	関係機関との情報共有	4 被災者の健康状態の集約・共有
		5 災害対策本部と保健医療福祉調整本部間の情報共有
		6 保健医療福祉調整本部と保健医療福祉活動チーム間の連携
		7 NPO・災害ボランティアとの情報共有
3	避難所への支援	8 トイレの確保・管理
		9 食料・物資管理（温かく栄養バランスが取れた食事の提供など）
		10 寝床の改善（居住スペースの確保を含む。）
		11 避難者の体調管理、医療・介護サービス等を受けられる避難先等への搬送など
		12 フレイル予防
		13 障害者への配慮
		14 女性・子供への対応
		15 感染症対策
		16 衛生的な環境の維持（ごみ処理）
		17 防犯対策
		18 衣類・生活用品
		19 入浴
		20 暑さ・寒さへの対応
		21 ペット同行避難
		22 避難所の解消

7. 検討内容

検討テーマ		細目
4	在宅避難者等への支援	23 配慮が必要な方への対応（在宅避難者の体調管理、医療・介護サービス等を受けられる避難先等への搬送など）
		24 配慮が必要な方への対応（フレイル予防）
		25 避難所から自宅に戻った人への支援（体調チェック等）
		26 片付け作業に対する負担の軽減
		27 物資の支援
		28 個人の備蓄促進
		29 支援拠点の確保・運営
5	社会福祉施設等・医療機関への支援	30 社会福祉施設への支援
		31 自主避難所への支援
		32 医療機関への支援
6	保健医療福祉活動チームの強化	33 各チームの活動体制
7	ライフライン途絶時の対策 (保健・医療・福祉)	34 避難所におけるライフライン対策
		35 在宅避難者等に対するライフライン対策
		36 社会福祉施設におけるライフライン対策
		37 医療機関におけるライフライン対策
8	広域避難先の確保・支援	38 広域避難先・移動手段の確保
		39 広域避難先でのサービス提供
		40 広域避難によるリロケーションリスクの軽減
9	物資の調達・輸配送	41 民間企業等との連携体制
		42 アクセス途絶による備蓄物資供給体制
		43 孤立集落への支援体制

7. 検討内容

検討テーマ		細目	
10	道路啓開	44	道路啓開体制の整備
11	災害廃棄物	45	災害廃棄物の処理
		46	公費解体の実施体制
		47	し尿の収集・処理体制策
12	住まいの確保	48	住宅の耐震化
		49	仮設住宅用地の確保
		50	仮設住宅の整備
13	災害対策本部の機能強化	51	関係機関との連携
		52	初動体制の確保
		53	応援職員の受入場所
		54	夜間・休日等における参集体制の確保
		55	複数の通信手段の確保
		56	職員の健康管理
14	NPO・民間等との連携	57	民間企業との連携体制（物資輸配送、避難者や応援職員等の宿泊先・移動手手段の確保、避難者への食事の提供など）
		58	NPO・災害ボランティアの受入・連携体制
		59	停電からの復旧
15	人材育成	60	大規模災害時に迅速的確に対応できる防災人材の育成（行政職員）
16	西日本豪雨災害等の災害関連死の研究	61	西日本豪雨等の災害関連死の研究
17	自助・共助の強化	62	みんなで減災「県民総ぐるみ運動」の展開

7. 検討内容

《凡例》

検討テーマ●

細目●

●●

○

現状の取組

細目に対する本県の現状の取組を記載

「防ぎえる」災害死ゼロに向けて
特に寄与度の高い項目に「○」を記載

今後の取組

短期

- ・概ね令和8年度までに実施する取組を記載
例) 備蓄物資の増強、制度・計画の制定、協定締結 等
(即効性のある取組)

中長期

- ・中長期的な実施に向けて検討する取組を記載
例) デジタル技術の活用 等

継続

- ・継続して実施する取組を記載
- ・継続して実施しつつ、内容を拡充する取組《拡充》
例) 啓発や呼びかけの実施、研修・訓練の実施 等

関連部署

●●課・○○課 (組織名は令和7年度時点のもの)

7. 検討内容

検討テーマ1 避難場所ごとの状況把握等

細目1	避難所における避難者の状況把握方法・体制の整備	○
-----	-------------------------	---

現状の取組

- 避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施
- 保健師等の広島県災害時公衆衛生チームが活用する全国共通の避難所等のアセスメントシートをマニュアルに追加
- DWAT派遣に係るチーム員の登録、研修開催
- J-SPEEDによる集約（救護所での診療状況）

今後の取組	短期	• J-SPEEDの活用及びD24H等に関する県及び市町保健師への研修の実施
	中長期	• J-SPEED等の活用拡大の検討 • 被災者支援業務デジタル化実証事業（デジタル庁）の結果等を参考にしながら、アナログに頼らない手法を検討
	継続	• 要配慮者について平時から把握することに努め、災害発生時に優先的な状況把握を実施 • 保健師、広島県災害時公衆衛生チームを対象とした研修の実施 • DWATチーム基礎研修・スキルアップ研修の実施

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ1 避難場所ごとの状況把握等

細目2	在宅・車中・自主避難所等における避難者の状況把握方法・体制の整備	○
-----	----------------------------------	---

現状の取組

- 避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- 被災高齢者等把握事業について市町に情報提供
- DWAT派遣に係るチーム員の登録、研修開催《再掲》

今後の取組	短期	• 災害救助法等の改正を踏まえたDWAT活動マニュアルの改定
	中長期	• 在宅、車中避難者等の支援に係る研修の実施 • 被災者本人が情報発信できるICTの活用検討
	継続	• 要配慮者について平時から把握することに努め、災害発生時に優先的な状況把握を実施《再掲》 • DWATチーム基礎研修・スキルアップ研修の実施《再掲》

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ1 避難場所ごとの状況把握等

細目3	社会福祉施設・福祉避難所・医療機関における避難者の状況把握方法・体制の整備	○
-----	---------------------------------------	---

現状の取組

- (保健所設置市) 各保健所→各主管課→保健医療福祉調整本部へ情報提供される伝達経路を活用
- (保健所設置市以外) 市町→各主管課→保健医療福祉調整本部へ情報提供される伝達経路の活用
- 災害時情報共有システムの活用
- 市町、施設向け研修会の実施
- 福祉避難所の開設運営訓練の実施
- 個別避難計画作成に係る市町支援
- EMISの活用、入力訓練の実施

今後の取組	短期	• 関係団体と協力して、無床診療所等の被害情報把握手法の検討 (令和7年度から無床診療所はEMIS登録の対象外)
	継続	• 被災状況の伝達経路の周知 • 災害時情報共有システム活用の周知徹底 • 福祉避難所の円滑な開設・運営に向けて市町支援を通じた市町の体制構築を促進 • 対象機関に対してEMIS基本情報の入力を依頼するとともに、訓練を通じて災害時情報の入力促進

関連部署

医療介護基盤課・こども家庭課・障害者支援課・地域共生社会推進課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ2 関係機関との情報共有

細目4	被災者の健康状態の集約・共有	○
-----	----------------	---

現状の取組

【保健師等からの情報】

- ・ 個別事例の情報は市町災害対策本部（保健活動担当）へ集約

【医師等からの情報】

- ・ J-SPEEDによる集約・共有

今後の取組	短期	・ J-SPEEDの活用及びD24H等に関する県及び市町保健師等への研修の実施《再掲》
	中長期	・ J-SPEED等の活用拡大の検討《再掲》 ・ 被災者支援業務デジタル化実証事業（デジタル庁）の結果等を参考にしながら、アナログに頼らない手法を検討《再掲》
	継続	・ 要配慮者について平時から把握することに努め、災害発生時に優先的な状況把握を実施《再掲》 ・ 多様な団体が収集する情報項目・様式等の統一化及び共有方法の検討

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ2 関係機関との情報共有

細目5

災害対策本部と保健医療福祉調整本部間の情報共有

現状の取組

- 令和4年度から災害対策本部と保健医療福祉調整本部が連携した運営訓練を実施

今後の取組	短期	<ul style="list-style-type: none">県災害対策本部事務局と各支部、保健医療福祉調整本部等との連携・調整など、部局横断的に対応する被災者支援チーム（仮称）の設置災対本部事務局と保健医療福祉調整本部の連携強化を図るためのWEB会議システムの導入
	中長期	<ul style="list-style-type: none">被災者支援チーム（仮称）の設置・運営訓練の実施
	継続	<ul style="list-style-type: none">災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携した運営訓練の実施

関連部署

危機管理課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ2 関係機関との情報共有

細目6

保健医療福祉調整本部と保健医療福祉活動チーム間の連携

○

現状の取組

【保健医療福祉調整本部】

- ・保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体と連携した本部・現地本部運営訓練を実施

【関係団体連携強化】

- ・保健医療福祉活動チームとの協定締結
- ・広島県保健医療福祉ネットワーク会議等により、平時からの連携窓口を共有

今後の取組

継続

【保健医療福祉調整本部】

- ・関係機関と連携した運営訓練を実施し、保健医療福祉調整本部を中心とした各専門職チームとの連携の強化

【関係団体連携強化】

- ・広島県保健医療福祉ネットワーク会議等を通じた関係団体間及び県主管課との連携の強化
- ・新たな保健医療福祉活動チームとの協定締結を検討

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ2 関係機関との情報共有

細目7 NPO・災害ボランティアとの情報共有

現状の取組

- 避難所日報を集約し現状を把握する体制
- 本部および現地本部において、保健医療福祉活動チーム等へ必要な情報を伝達
- ひろしまNPOセンターや社会福祉協議会と連携した会議体の構築

今後の取組

短期

- ボランティアやNPO、福祉関係者、行政職員の役割と責任の明確化

継続

- 福祉的支援ボランティアの活用訓練の実施
- 市町災対本部へボランティア、民間等の支援団体も参加できる体制整備など効率的な情報共有のあり方を検討
- ひろしまNPOセンターと連携しながら、市町における被災者支援に係る官民連携体制の強化に向けた伴走支援を実施

関連部署

危機管理課・県民活動課・健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（TKB対策）

細目8

トイレの確保・管理

○

現状の取組

- ・組立トイレ及び簡易トイレを、災害被害想定に基づき、備蓄（県、市町）
- ・仮設トイレについて、民間と協定締結（県、一部市町）
- ・国交付金を活用したトイレカー等の購入（一部市町）

今後の取組

短期

- ・「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し（品目の追加（トイレットペーパー（案））、地震被害想定見直しの反映）
- ・民間との協定締結の拡充（洋式トイレなど）
- ・市町における「災害時のトイレ確保・管理計画」の策定促進
- ・県におけるトイレカー等の購入（検討）
- ・災害発生時のトイレ環境の確保に向けた手順整理及び図上訓練の実施（検討）
- ・発災時にトイレが不足する避難所等への支援を速やかに実施するための、関係部局が連携したトイレ対策チームの設置（検討）

継続

- ・国の災害対応車両登録制度（災害時に活動可能なトイレカー等リスト）の活用

関連部署

健康危機管理課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（TKB対策）

細目9

食料・物資管理（温かく栄養バランスが取れた食事の提供など）

○

現状の取組

- 自治体やNPO等による炊き出し
- 民間との協定締結に基づく弁当、レトルト食品等の調達（県、一部市町）
- 一部市町はキッチンカー協会と協定締結

今後の取組

短期

- 「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し（品目の追加（調理器具（案））、地震被害想定見直しの反映）

中長期

- 学校給食施設、セントラルキッチン方式を活用した被災者支援（検討）
- 県におけるキッチンカー協会等の協定締結（検討）

継続

- 国の災害対応登録車両制度（災害時に活動可能なキッチンカー等のリスト）の活用

関連部署

健康危機管理課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（TKB対策）

細目10	寝床の改善（居住スペースの確保を含む。）	○
------	----------------------	---

現状の取組

- ベッド等は、民間との協定締結（県、一部市町）
- ベッド・間仕切りを一部備蓄（県、一部市町）
- 「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」の見直し（居住スペース：1.65㎡→3.5㎡）
- 要配慮者等が避難する場合のホテル・旅館の活用に係る協定締結（県）

今後の取組	短期	• 「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し （品目の追加（ベッド、パーティション）、地震被害想定見直しの反映）
	中長期	• 市町に対する、居住スペース確保に向けた取組促進の働きかけ • 国に対する、指定避難所確保に対する財政支援の要望
	継続	• 国の災害対応車両登録制度（災害時に活動可能なトレーラーハウスなどのリスト）の活用 • 市町に対する、ホテル・旅館に係る協定の活用の呼びかけ

関連部署

健康危機管理課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（要配慮者への対応）

細目11	避難者の体調管理、医療・介護サービス等を受けられる避難先等への搬送など	○
------	-------------------------------------	---

現状の取組

- 避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- 保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体と連携した本部・現地本部運営訓練を実施《再掲》

今後の取組	短期	・保健医療福祉調整本部運営訓練による本部マネジメント機能強化（様々な保健医療福祉活動チームの役割を發揮できるように支援チームの適切な配置）
	継続	・県は、市町と連携し、平時から要配慮者の把握に努め、発災時には、市町や関係団体等と協力して、速やかな状況把握を行うとともに、被災者の体調悪化時における搬送ができる体制を確保

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（要配慮者への対応）

細目12

フレイル予防

○

現状の取組

- ・避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- ・保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体と連携した本部・現地本部運営訓練を実施《再掲》

今後の取組

短期

- ・保健医療福祉調整本部運営訓練による本部マネジメント機能強化（様々な保健医療福祉活動チームの役割を發揮できるように支援チームの適切な配置）《再掲》

継続

- ・広島県災害時公衆衛生チームと連携した、保健師等による避難者の状況把握
- ・保健師等への研修（被災者に対する健康教育）
- ・避難者へのフレイル予防の指導

関連部署

健康危機管理課・医療介護基盤課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（要配慮者への対応）

細目13	障害者への配慮	○
------	---------	---

現状の取組

- ・「福祉避難所確保・運営ガイドライン」において、一般避難所で要配慮者を受入れに向けたポイントを記載
- ・避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- ・DWAT派遣に係るチーム員の登録・研修開催《再掲》
- ・要配慮者等が避難する場合のホテル・旅館の活用に係る協定締結（県）《再掲》

今後の取組	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」の見直し（障害者受入れ体制の確保や外部支援団体等と連携した運営体制整備の必要性について追加） ・市町に対する研修の実施（障害者受入れ体制の確保や外部支援団体等と連携した運営体制整備の必要性について追加）
	中長期	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し（品目の追加（オストメイトトイレ、杖、歩行器、車いす等（案）） ・民間との協定締結の拡充（検討）（品目の追加（オストメイトトイレ、杖、歩行器、車いす等（案）） ・市町に対する、障害者に配慮した取組促進の働きかけ ・国に対する、指定避難所確保に対する財政支援の要望《再掲》
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・DWATチーム基礎研修・スキルアップ研修の実施《再掲》 ・市町に対する、ホテル・旅館に係る協定の活用の呼びかけ《再掲》

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課・障害者支援課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（女性・子供への対応）

細目14

女性・子供への対応

○

現状の取組

- 「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」へ女性参加、授乳室の確保、子供に優しい空間づくりといった具体的な取組を記載
- 「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」へ男女ニーズの違いに配慮した備蓄（女性・妊産婦用品、乳幼児用品）の備蓄について記載
- 生理用品や食物アレルギー対応食等の備蓄

今後の取組

短期

- 市町に対する研修の実施
（女性や子供に配慮したスペースの確保、男女ニーズの違いに配慮した備蓄など）
- 市町における避難所開設・運営訓練の実施支援

中長期

- 「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し
（品目の追加（防犯ブザー、ホイッスル、哺乳瓶等（案））
- 民間との協定締結の拡充（検討）
（品目の追加（防犯ブザー、ホイッスル、哺乳瓶等（案））

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（環境改善等の対策）

細目15 感染症対策

○

現状の取組

- ・「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」を作成

今後の取組

継続

- ・市町に対し、トイレの衛生管理や感染症対策を含めた避難所の適切な環境整備、健康管理対応等について周知

関連部署

健康危機管理課

細目16 衛生的な環境の維持（ごみ処理）

○

現状の取組

- ・「避難所開設・運営マニュアル」へ避難所運営の役割の一つとしてごみ対策を記載
- ・県災害廃棄物処理計画、初動マニュアルを策定し、市町や関係団体に周知

今後の取組

短期

- ・市町に対する研修の実施
（トイレの衛生管理や感染症対策を含めた避難所の適切なごみ処分）
- ・市町における避難所開設・運営訓練の実施支援《再掲》
- ・避難所ごみの分別等の避難者への周知方法について、被災経験のある市町からヒアリングを実施、市町へフィードバック

関連部署

健康危機管理課・循環型社会課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（環境改善等の対策）

細目17

防犯対策

○

現状の取組

- ・「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」へ備蓄例として防犯ブザーを記載
- ・「避難所開設・運営マニュアル」へ防犯のための点検項目や見回り等について記載

今後の取組

短期

- ・市町に対する研修の実施（防犯対策の必要性）
- ・「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」の見直し（警察等と連携した防犯対策等の追加）

細目18

衣類・生活用品

○

現状の取組

- ・「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」へスフィア基準に基づく避難者への衣類・生活用品の提供について記載
- ・衣類・生活用品の協定締結（県、一部市町）

今後の取組

短期

- ・市町に対する研修の実施（衣類・生活用品の備蓄）
- ・市町に対する、民間との協定締結の働きかけ

中長期

- ・民間との協定締結の拡充（検討）（衣類、生活用品など）

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（環境改善等の対策）

細目19

入浴

○

現状の取組

- 要配慮者等が避難する場合のホテル・旅館の活用に係る協定締結（県）《再掲》
- 日本水道協会広島県支部に対し、各水道事業者（市町及び広島県水道広域連合企業団）が応援要請をする体制
- 公衆浴場入浴支援マニュアルを策定

今後の取組

短期

- 断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認
- 災害時における給水支援スキームに係る関係機関（自衛隊等）との共有

継続

- 市町に対する、ホテル・旅館に係る協定の活用の呼びかけ《再掲》
- 公衆浴場入浴支援マニュアルによる避難者への入浴支援

関連部署

健康危機管理課・食品生活衛生課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（環境改善等の対策）

細目20

暑さ・寒さへの対応

○

現状の取組

- 毛布等の備蓄（県、市町）
- スポットクーラー等の空調機器について民間との協定締結（県、一部市町）
- 要配慮者等が避難する場合のホテル・旅館の活用に係る協定締結（県）《再掲》

今後の取組

短期

- 「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し（品目の追加（暖房器具(案)）、地震被害想定見直しの反映）
- 民間との協定締結の拡充（暖房器具、スポットクーラーなど）

中長期

- 市町に対する、避難所空調施設整備に向けた取組促進の働きかけ
- 国に対する、避難所空調施設整備に対する財政支援の要望

継続

- 市町に対する、ホテル・旅館に係る協定の活用の呼びかけ《再掲》

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ3 避難所への支援（環境改善等の対策）

細目21 ペット同行避難

現状の取組

- ・「避難所開設・運営マニュアル」へ専用スペース設置等、ペットの受入れ環境整備について記載
- ・災害時の動物救護に係るマニュアル等の周知
- ・市町と連携した同行避難訓練の実施

今後の取組

短期

- ・市町に対する研修の実施（ペットの受入れ環境整備の必要性）
- ・市町における避難所開設・運営訓練の実施支援《再掲》
- ・民間との協定締結の拡充（検討）（災害時動物救護）

継続

- ・市町と連携した同行避難訓練の実施

関連部署

健康危機管理課・食品生活衛生課

細目22 避難所の解消

○

現状の取組

- ・「避難所開設・運営マニュアル」へ避難所の閉鎖（解消）対応について記載

今後の取組

短期

- ・市町に対する研修の実施（避難所の閉鎖（解消）対応）
- ・市町における避難所開設・運営訓練の実施支援《再掲》

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ4 在宅避難者等への支援（車中泊・自主避難所を含む）

細目23	配慮が必要な方への対応（在宅避難者の体調管理、医療・介護サービス等を受けられる避難先等への搬送など）	○
------	--	---

現状の取組

- 避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- 保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体と連携した本部・現地本部運営訓練を実施《再掲》

今後の取組	短期	• 保健医療福祉調整本部運営訓練による本部マネジメント機能強化（様々な保健医療福祉活動チームの役割を発揮できるように支援チームの適切な配置）《再掲》
	継続	• 県は、市町と連携し、平時から要配慮者の把握に努め、発災時には、市町や関係団体等と協力して速やかな状況把握を行うとともに、被災者の体調悪化時における搬送ができる体制を確保《再掲》

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ4 在宅避難者等への支援（車中泊・自主避難所を含む）

細目24 配慮が必要な方への対応（フレイル予防）

○

現状の取組

- ・保健師等への研修（被災者に対する健康教育）《再掲》

今後の取組	短期	・保健医療福祉調整本部運営訓練による本部マネジメント機能強化（様々な保健医療福祉活動チームの役割を發揮できるように支援チームの適切な配置）《再掲》
	継続	・広島県災害時公衆衛生チームと連携した、保健師等による在宅避難者の状況把握《再掲》 ・保健師等への研修（被災者に対する健康教育）《再掲》 ・在宅避難者へのフレイル予防の指導《再掲》

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ4 在宅避難者等への支援（車中泊・自主避難所を含む）

細目25

避難所から自宅に戻った人への支援（体調チェック等）

○

現状の取組

- 避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- 被災高齢者等把握事業について市町へ情報提供《再掲》

今後の取組

継続

- 広島県災害時公衆衛生チームと連携した、保健師等による在宅避難者の状況把握《再掲》
- 保健師等への研修（被災者に対する健康教育）《再掲》
- 被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援事業を活用し、支援対象者の把握と個別訪問、生活支援等の助言が行われる市町の体制確立を支援

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ4 在宅避難者等への支援（車中泊・自主避難所を含む）

細目26 片付け作業に対する負担の軽減

○

現状の取組

- ・避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- ・市町社会福祉協議会との連携による、災害ボランティアの協力を受ける体制

今後の取組

継続

- ・広島県災害時公衆衛生チームと連携した、保健師等による在宅避難者の状況把握《再掲》
- ・保健師等への研修（被災者に対する健康教育）《再掲》
- ・災害ボランティア・NPOとの連携による被災者の生活再建支援の促進

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

細目27 物資の支援

○

現状の取組

- ・「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」では、在宅避難者は公的備蓄の算定対象外

今後の取組

中長期

- ・「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直し（避難所外避難者に対する食料や生活必需品等の備蓄（検討））

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ4 在宅避難者等への支援（車中泊・自主避難所を含む）

細目28 個人の備蓄促進

現状の取組

- 「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」に個人の備蓄目標の目安を記載

今後の取組

継続

- みんなで減災総ぐるみ運動と連携し、一層の自助による備蓄目標の啓発を実施

関連部署

健康危機管理課・みんなで減災推進課

細目29 支援拠点の確保・運営

○

現状の取組

- 「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」に記載なし

今後の取組

短期

- 「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」の見直し（ニーズに応じた支援拠点の確保や外部支援団体等と連携した運営体制整備の必要性について追加）

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ5 社会福祉施設等・医療機関への支援

細目30

社会福祉施設への支援

○

現状の取組

- 発災後最低限3日は業務が継続できるようにするとの視点に立って、物資の備蓄に努めるなど、防災対策の徹底についての事務連絡を実施
- 社会福祉施設の耐震化の補助を実施
- 社会福祉施設へのBCP策定支援

今後の取組

継続

- 社会福祉施設の防災対策の充実を呼びかけるとともに、施設設備整備に係る補助を実施
- 運営指導の機会を通じたBCP策定支援及び、BCPに基づく運営体制強化、備蓄等の促進

関連部署

医療介護基盤課

7. 検討内容

検討テーマ5 社会福祉施設等・医療機関への支援

細目31

福祉避難所への支援

○

現状の取組

- ・「広島県福祉避難所等確保・運営ガイドライン」を作成し、市町職員向け、施設職員向けに説明会を実施
- ・福祉避難所の開設や運営の手順の確認等を目的として、福祉避難所開設・運営訓練を市町と共同実施

今後の取組

継続

- ・福祉避難所等ガイドラインについての説明会及び市町と共同で福祉避難所開設・運営訓練を実施
- ・専門アドバイザーを派遣して、開設・運営マニュアルの作成や手順の整理等の市町の取組を促進

関連部署

地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ5 社会福祉施設等・医療機関への支援

細目32

医療機関への支援

○

現状の取組

- 医療機関に対し、診療継続に必要な施設の耐震化や非常用自家発電機の整備、燃料の備蓄等を含めた必要な防災対策を求めるとともに、施設設備整備に係る補助を実施
- 医療機関へのBCP策定支援
- DMAT等による医療機関への活動支援

今後の取組

継続

- 医療機関の防災対策（浸水対策等）の充実を呼びかけるとともに、補助金活用を周知し、施設設備整備に係る補助を実施
- 研修等の機会を通じたBCP策定及び備蓄等の促進
- DMAT等による患者搬送支援等を実施

関連部署

医療介護基盤課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ6 保健医療福祉活動チームの強化

細目33

各チームの活動体制

○

現状の取組

- 保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体も参加し、本部・現地本部運営訓練を実施《再掲》
- 【DMAT】・チーム員に向けた研修開催 ・要綱等の整備 ・近隣県等との合同訓練の実施
- 【DPAT】・実効性の向上に向けた研修開催 ・近隣県等との合同訓練の実施
- 【DHEAT】・受援・派遣体制の整備（活動に係る要綱の制定）等 ・近隣県等との合同訓練の実施
- 【DWAT】・派遣に係るチーム員の登録、研修開催 ・活動マニュアルの改定

今後の取組

継続

- 関係機関と連携した運営訓練を実施し、保健医療福祉調整本部を中心とした各専門職チームとの連携の強化《再掲》
- DMATチーム員の増に向けた取組
- 継続的な研修及び訓練
- DHEAT構成員のスキルアップのための継続的な研修や他県との合同訓練の実施
- DHEAT構成員の増に向けた育成
- 災害救助法等の改正を踏まえたDWAT活動マニュアルの改定（ロジの検討を含む）
- 保健医療福祉活動チーム等の必要な支援者を確保すると共に、受援等に係る体制、手順等の整備

関連部署

健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ7 ライフライン途絶時の対策（保健・医療・福祉）

細目34

避難所におけるライフライン対策

○

現状の取組

- 市町による非常用発電機等の資機材・物資の確保、応援協定締結
- 県による物資確保、応援協定締結
- 日本水道協会広島県支部に対し、各水道事業者（市町及び水道企業団）が応援要請をする体制
- 民間との協定締結（飲料水：20社）
- 飲料水の備蓄（市町）

今後の取組	短期	• 民間との協定締結の拡充（検討）（飲料水、生活用水）
	継続	• 県・市町における資機材、備蓄物資の確保 • 市町による非常用発電機等の資機材・物資の確保、応援協定締結 • 断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認《再掲》 • 災害時における給水支援スキームに係る関係機関（自衛隊等）との共有《再掲》

関連部署

健康危機管理課・食品生活衛生課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ7 ライフライン途絶時の対策（保健・医療・福祉）

細目35

在宅避難者等に対するライフライン対策

○

現状の取組

- ・在宅人工呼吸器装着者情報共有システムにより患者情報を共有し、停電や災害に対応する（難病対策センターに委託）
- ・災害時の井戸水活用について、各市町へ周知を実施
- ・日本水道協会広島県支部に対し、各水道事業者（市町及び水道企業団）が応援要請をする体制
- ・要配慮者の移送手段の確保（バス協会・タクシー協会等との協定）

今後の取組

継続

- ・中国電力ネットワーク株式会社や市町消防との連携強化
- ・医療依存度の高い患者に対する個別支援計画の策定支援
- ・国、他自治体の動向把握を行いながら、本県における在り方を検討
- ・井戸水の活用状況調査を実施し、市町へ活用の呼びかけの実施
- ・断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認《再掲》
- ・災害時における給水支援スキームに係る関係機関（自衛隊等）との共有《再掲》
- ・日本水道協会広島県支部の防災訓練への参加《再掲》
- ・医療機関や施設等への搬送手法の拡充検討

関連部署

危機管理課・疾病対策課・医療介護基盤課・食品生活衛生課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ7 ライフライン途絶時の対策（保健・医療・福祉）

細目36

社会福祉施設におけるライフライン対策

○

現状の取組

- ・災害に備えたライフラインの点検などについての事務連絡を行い、防災対策の徹底を依頼
- ・BCPの策定支援
- ・施設ごとの被災状況は市町→各主管課→保健医療福祉調整本部へ情報提供される伝達経路を活用し、必要な支援を実施
- ・災害時情報共有システムの活用の周知

今後の取組

継続

- ・社会福祉施設の防災対策の充実を呼びかけるとともに、施設設備整備に係る補助を実施《再掲》
- ・運営指導の機会を通じたBCP策定支援及び、BCPに基づく運営体制強化、備蓄等の促進《再掲》
- ・被災状況の伝達経路の周知徹底《再掲》
- ・災害時情報共有システム活用の周知徹底《再掲》

関連部署

医療介護基盤課

7. 検討内容

検討テーマ7 ライフライン途絶時の対策（保健・医療・福祉）

細目37 医療機関におけるライフライン対策

○

現状の取組

- ・医療機関に対し、診療継続に必要な非常用自家発電機の整備、燃料の備蓄等を含めた必要な防災対策を求めるとともに、施設設備整備に係る補助を実施《再掲》
- ・医療機関へのBCP策定支援《再掲》
- ・施設ごとの被災状況は広島市・福山市・呉市、保健所→各主管課→保健医療福祉調整本部へ情報提供される伝達経路を活用し、必要な支援を実施
- ・関係機関の協力を得て、給水、燃料供給の支援を実施
- ・DMAT等の支援を受け、災害拠点病院等を拠点として、患者搬送調整等を実施

今後の取組

継続

- ・医療機関の防災対策（浸水対策等）の充実を呼びかけるとともに、補助金活用を周知し、施設設備整備に係る補助を実施《再掲》
- ・研修等の機会を通じたBCP計画策定及び備蓄等の促進《再掲》
- ・被災状況の伝達経路の周知徹底《再掲》
- ・給水、燃料供給の支援に関する訓練実施
- ・病院支援訓練等の機会を通じ、関係機関との連携強化

関連部署

医療介護基盤課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ8 広域避難先の確保・支援

細目38	広域避難先・移動手段の確保	○
------	---------------	---

現状の取組

- 要配慮者用のホテル・旅館等の確保（県生活衛生同業組合連合会との協定）
- 要配慮者の移送手段の確保（バス協会・タクシー協会等との協定）《再掲》
- 民間旅行代理店との協定締結による宿泊先や移動手段の確保

今後の取組	短期	<ul style="list-style-type: none">• 宿泊先や移動手段の確保要請に係るマニュアルの作成・共有• 広域避難先として活用可能な県有施設等のリスト化
	中長期	<ul style="list-style-type: none">• 広域避難に関するマニュアルの作成• 広域避難訓練の実施検討

関連部署

危機管理課・健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ8 広域避難先の確保・支援

細目39	広域避難先でのサービス提供	○
------	---------------	---

現状の取組

- ・避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアルの作成及び保健師等への研修実施《再掲》
- ・保健医療福祉活動チーム等の外部支援団体と連携した本部・現地本部運営訓練を実施《再掲》

今後の取組	中長期	・広域避難先の避難者の健康状態を把握、共有できるシステム構築の検討
	継続	・災害ボランティア等の人材活用に係る市町社会福祉協議会等との連携方策の検討 ・国による保健師等広域応援派遣調整を活用して速やかな応援要請を行い、広域避難先における健康管理体制を構築 ・自治体をまたぐ避難の場合、避難先自治体へ健康状態を含めた情報引継を行う体制の確保

関連部署

危機管理課・健康危機管理課・地域共生社会推進課

7. 検討内容

検討テーマ8 広域避難先の確保・支援

細目40

広域避難によるリロケーションリスクの軽減

○

現状の取組

- ・環境変化に伴う健康状態の悪化対策（話し相手がいない、コミュニティから離れる）等について特に定めがない

今後の取組

継続

- ・平時から受けていたサービス等の情報を広域避難先の支援団体と共有できる仕組みの構築
- ・近隣や自治会等のコミュニティ単位を同一の避難先とするなど、日常生活から大きく変わらない環境を整備すること等を検討

関連部署

危機管理課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ9 物資の調達・輸配送

細目41 民間企業等との連携体制

現状の取組

- 公益財団法人広島県トラック協会をはじめ民間企業等との災害時の物資調達・配送に関する協定を締結
- 物資の輸配送訓練の実施
- 災害時における市町の物資輸送体制などの状況把握
- 県内市町と協定締結可能な民間事業者リストの作成

今後の取組

- | | |
|-----|---------------------------|
| 短期 | • 民間企業との協定締結の推進 |
| 中長期 | • 民間企業との訓練等の実施支援 |
| 継続 | • 大規模災害発生時を想定した物資の輸送訓練の実施 |

関連部署

危機管理課・健康危機管理課・商工労働総務課・経営革新課

細目42 アクセス途絶による備蓄物資供給体制

現状の取組

- 県備蓄物資を広島市(民間倉庫)及び三原市(県拠点施設)に分散備蓄している

今後の取組

- | | |
|----|-----------------------------|
| 継続 | • 道路寸断等を考慮した新たな物資備蓄拠点の確保の検討 |
|----|-----------------------------|

関連部署

健康危機管理課・危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ9 物資の調達・輸配送

細目43 孤立集落への支援体制

現状の取組

- ・ 孤立集落が通信手段を確保し、必要な物資支援等を受けることができるよう、ドローンを活用した物資輸送訓練及びスターリンクを活用した通信確認訓練を実施
- ・ 衛星携帯電話を県内に87台配置
- ・ 孤立化する可能性のある集落数等の調査を実施（県内1,114集落）

今後の取組

短期

- ・ 孤立集落対策に関するタイムラインや関係機関の役割分担等を整理した指針の作成
- ・ 電力会社から供給される詳細な停電情報を県防災情報システムと連携させることで、停電の可能性のある避難所や孤立集落等を早期に把握する仕組みの導入検討

中長期

- ・ 関係機関と連携した孤立地区を早期に把握する体制構築の検討
- ・ 県防災ヘリを活用した物資輸送訓練の実施

継続

- ・ 孤立化する可能性のある集落の把握および定期的な時点更新
- ・ 発災後の孤立集落の把握に係る市町や関係機関の初動対応の役割を整理し、物資輸送マニュアルの改定や訓練の実施
- ・ ドローンを活用した物資輸送訓練及びスターリンクを活用した通信確認訓練の継続実施による実効性の向上

関連部署

危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ10 道路啓開

細目44 道路啓開体制の整備

現状の取組

- 建設業団体と災害協定を締結（平成25年）広島県管理公共土木施設の応急工事の実施に関する協定
- 建設産業ビジョン2021策定 災害対応力の充実・強化を柱の一つに位置づけ
- 「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」の創設（令和4年）
建設業団体会員以外の事業者も対象に、県・市町の枠を超えた応急工事等の実施体制を整備
（登録事業者には入札参加資格認定で加点）
- 広島県道路啓開計画（令和6年7月）策定 迅速な道路啓開の実施体制の整備

今後の取組

中長期

- 「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」の課題検証及び制度の見直し

継続

- 「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」による協力事業者の募集
- 建設業団体との災害協定の締結・連携強化（充実）

関連部署

技術企画課・道路整備課

7. 検討内容

検討テーマ11 災害廃棄物

細目45

災害廃棄物の処理

現状の取組

- 県災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物初動マニュアルを策定し、市町や関係団体に周知
- 市町を対象とした災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物初動マニュアル策定支援の実施（全市町で策定済）
- 仮置場の確保・運営を含めた災害廃棄物処理体制の確保を目的とし、毎年度、市町等を対象とした研修・実地訓練等を実施しており、その中で災害廃棄物の分別と仮置場への搬入ルールの検討、広報資料の作成訓練を実施

今後の取組

継続

- 県地震被害想定改訂を踏まえた県災害廃棄物処理計画の見直し《拡充》
- 災害廃棄物初動マニュアルや一次仮置場の設置運営に係る手引きの周知・見直し
- 関係団体が連携した災害廃棄物訓練・研修及び意見交換の実施
- 市町における災害廃棄物の分別方法や仮置場への搬入ルール等の確認・周知に係る支援の実施

関連部署

循環型社会課

7. 検討内容

検討テーマ11 災害廃棄物

細目46 公費解体の実施体制

現状の取組

- 能登半島地震に係る公費解体職員派遣支援を踏まえた課題検証
- 市町等を対象とし、公費解体対応準備に係る研修等の実施

今後の取組	短期	• 災害廃棄物及び公費解体に係る支援団体（社会福祉協議会）等へのヒアリングを実施
	中長期	• ヒアリング結果を反映した訓練・研修の企画・実施
	継続	• 国の公費解体に関する方針等を踏まえ、発災時に市町が速やかに公費解体・撤去を行うことができるよう、市町の課題に応じた支援の実施

細目47 し尿の収集・処理体制

現状の取組

- 民間関係団体と協定締結
- 県災害廃棄物処理計画の策定・周知
- 市町、関係団体を対象とした災害廃棄物研修等の実施

今後の取組	継続	• 災害廃棄物研修等の実施による連携体制の再確認 • 近隣し尿処理施設での受入調整の手法に係る検討
-------	----	--

関連部署

循環型社会課

7. 検討内容

検討テーマ12 住まいの確保

細目48	住宅の耐震化	
------	--------	--

現状の取組

- 住宅の耐震化に係る県と市町の協調補助制度を創設して、県民へ直接的な働きかけを実施

今後の取組	短期	・ 県民が住宅の耐震診断に着手しやすい環境の整備を検討
	継続	・ 市町協調補助制度創設市町の拡張（現状19市町→目標23市町） ・ 耐震改修工事実績一覧表の作成・公開、住民への啓発 ・ 広島県耐震改修促進計画の見直し（第4期計画の作成）

関連部署

建築課

7. 検討内容

検討テーマ12 住まいの確保

細目49 仮設住宅用地の確保

現状の取組

- ・広島県応急仮設住宅建設マニュアルの改訂（令和7年2月）
- ・建設候補地リストの作成・更新（年1回）
- ・会議等における災害時の対応及び建設候補地の選定についての説明

今後の取組	中長期	・市町単位での仮設住宅建設候補地の確保
	継続	・広島県応急仮設住宅建設マニュアルの見直し ・広島県応急仮設住宅建設マニュアルの選定フローに基づく建設候補地選定の徹底

細目50 仮設住宅の整備

現状の取組

- ・協定締結団体の標準仕様を基本として、実情に応じて協議のうえ仕様を決定している

今後の取組	継続	・協定締結団体と連携した他自治体の事例の収集や地域の実情に応じた計画の作成
-------	----	---------------------------------------

関連部署

住宅課

7. 検討内容

検討テーマ13 災害対策本部の機能強化

細目51

関係組織との連携

現状の取組

- ・保健医療福祉調整本部と災害対策本部の連携した運営訓練を実施（令和4年度～）
- ・知事・副知事・各局長等が参加する災害対策本部運営訓練の実施（令和7年度～）

今後の取組

短期

- ・県災害対策本部事務局と、各支部、保健医療調整本部等との連携・調整など、部局横断的に対応する被災者支援チーム（仮称）の設置《再掲》
- ・県災害対策本部事務局と各支部、保健医療調整本部等の関係組織の災害対応を時系列に整理した上で、災害対応訓練を実施
- ・事案に応じて専門的に対応する被災者支援専門チームの設置検討（トイレ対策チームなど）
- ・県職員や応援職員などが効率的・効果的に活動することのできるスペースの検討
- ・災対本部事務局と保健医療福祉調整本部の連携強化を図るためのWEB会議システムの導入《再掲》

中長期

- ・国・市町の災害対策本部会議や保健医療福祉調整本部との情報連携を組み込んだ、県災害対策本部の会議周期（オペレーションテンポ）の導入検討
- ・会議アジェンダ等様式の県内標準化の検討
- ・県職員や応援職員などが効率的・効果的に活動することのできるスペースの確保
- ・災害ボランティア・NPOの受入訓練の実施

継続

- ・行動マニュアルの作成、本部間の連携確認訓練の実施

関連部署

危機管理課・健康危機管理課・地域共生社会推進課・県民活動課

7. 検討内容

検討テーマ13 災害対策本部の機能強化

細目52 初動体制の確保

現状の取組

- 受援計画の作成、受援訓練の実施
- 初動対応手順マニュアルの作成、地震初動対応訓練の実施

今後の取組	中長期	<ul style="list-style-type: none"> • BCPの見直しによる災害対応人員の確保 • 受援・応援調整機能の拡充（災害対策本部内の受援グループ(現状3人)の拡充)
	継続	<ul style="list-style-type: none"> • 継続的な訓練実施・受援計画等の見直し • 初動対応マニュアルのオンライン化 • 市町受援訓練、初動対応訓練の支援

細目53 応援職員の受入場所

現状の取組

- 受援計画に応援機関の受入先を規定
- 災害対策運営要領に災対本部事務局のレイアウトを規定

今後の取組	短期	<ul style="list-style-type: none"> • 県職員や応援職員などが効率的・効果的に活動することのできるスペースの検討《再掲》 • 内閣府と連携した国応援職員受け入れ訓練の実施
	継続	<ul style="list-style-type: none"> • 県職員や応援職員などが効率的・効果的に活動することのできるスペースの確保《再掲》 • 災害対策本部事務局のレイアウト設置訓練の実施

関連部署

危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ13 災害対策本部の機能強化

細目54 夜間・休日等における参集体制の確保

現状の取組

- ・初動参集図上訓練及び本部事務局設営訓練の実施

今後の取組

- | | |
|-----|------------------------------|
| 中長期 | ・検証を踏まえた初動対応手順書や災害対策運営要領等の改正 |
| 継続 | ・行動マニュアルの作成、本部間の連携確認訓練の実施 |

細目55 複数の通信手段の確保

現状の取組

- ・総合行政通信網の整備
- ・衛星携帯電話を県内に87台配置
- ・スターリンクの導入（可搬式4台、常設1台）及び孤立可能性集落における通信確認訓練の実施

今後の取組

- | | |
|----|---|
| 継続 | ・スターリンクを活用した通信確認訓練の実施
・通信途絶時の情報共有・手順確認（大手キャリアと連携）
・県職員用に「公共安全モバイルサービス」の導入 |
|----|---|

関連部署

危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ13 災害対策本部の機能強化

細目56

職員の健康管理

現状の取組

- ・ ストレスチェック及び保健師による面談の実施
- ・ 時間外勤務の多い職員に対する産業医面談の実施

今後の取組

中長期

- ・ 職員の健康管理業務の一部のデジタル・システム化の検討

継続

- ・ 実施手順等の事前確認
- ・ ストレスチェック及び健康管理に関する各面談の実施

関連部署

総務課・人事課

7. 検討内容

検討テーマ14 NPO・民間との連携

細目57	民間企業との連携体制（物資輸配送、避難者や応援職員等の宿泊先・移動手段の確保、避難者への食事の提供など）	
------	--	--

現状の取組

- 物資の提供に関する協定の締結
- 緊急輸送車両の確保に関する協定の締結
- みなし仮設住宅の借上げ
- 県内市町と協定締結可能な物資輸配送を行う民間企業リストの作成
- 民間旅行代理店との協定締結による宿泊先や移動手段の確保 など

今後の取組	短期	（物資輸配送） • 県内市町と協定締結可能な民間事業者リストに基づく、民間企業との協定締結や訓練等の支援
	継続	（物資輸配送） • 民間企業との協定締結の推進 （被災者の生活支援） • 国の災害対応登録車両制度（災害時に活動可能なキッチンカー等のリスト）の活用《再掲》

関連部署

危機管理課・健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ14 NPO・民間との連携

細目58 NPO・災害ボランティアの受入・連携体制

現状の取組

- ・ひろしまNPOセンターや社会福祉協議会と連携した、災害時の会議体構築についての調整
- ・市町の災害ボランティア等の受入れ体制等についてのアンケート調査の実施
- ・福祉避難所での学生ボランティア協力に関する協定を県内看護系学科設置の大学と締結（福祉的支援ボランティア）

今後の取組	短期	・市町へ福祉的支援ボランティア制度を周知
	中長期	・NPO等から過去の災害対応経験から得た知見等のくみ取り ・市町や関係機関と連携し、被災者の自立・生活再建のプロセス支援のための災害ケースマネジメントの枠組み構築の検討
	継続	・福祉的支援ボランティアの活用訓練の実施《再掲》 ・県・市町職員向けのNPO・災害ボランティアの役割や受け入れ体制について理解を深めるための研修の実施 ・ひろしまNPOセンターと連携しながら、市町における被災者支援に係る官民連携体制の強化に向けた伴走支援を実施《再掲》

関連部署

危機管理課・地域共生社会推進課・健康危機管理課・県民活動課

7. 検討内容

検討テーマ14 NPO・民間との連携

細目59

停電からの復旧

現状の取組

- ・ 中国電力株式会社と災害時における停電復旧等のための相互協力に関する協定を締結し、電力の早期復旧に係る連携・協力体制の構築

今後の取組

継続

- ・ 事業者や市町と情報連携や倒木対応に係る訓練実施を検討

関連部署

危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ15 人材育成

細目60	大規模災害時に迅速的確に対応できる防災人材の育成（行政職員）	
------	--------------------------------	--

現状の取組

- 大雨や地震災害を想定した全庁的な災害対策本部運営訓練の実施等
- 防災に関する基礎的な知識やスキルの習得を目的とした防災人材育成研修の実施（令和4年～）
- 県・市町共同で能登半島地震に係る応援派遣（令和6年～）
- 防災人材の育成等を目的とした県・市町の交流人事の実施（令和4年～）
- 「防災職」の採用（令和6年度～）
- 県・市町共同で防災人材を確保・育成する仕組みとして「県・市町防災人材協議会」を設置（令和7年3月～）

今後の取組	継続	<p>（研修・訓練等事業）</p> <ul style="list-style-type: none">• 「防災担当部署の職員（防災専門人材）」、「専門部署の職員（個別業務の専門人材）」及び「防災担当部署以外の職員（防災基礎能力のある人材）」に応じた体系的な研修・訓練メニューを県・市町共同で構築《拡充》 <p>※被災者支援や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関する研修も実施</p> <p>（相互応援体制構築事業）</p> <ul style="list-style-type: none">• 大規模災害発生時の県や市町間の相互応援体制強化に係る仕組みづくり <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none">• 防災施策に係る調整・情報共有等、目的を達成するための事業の実施等

関連部署

危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ16 西日本豪雨災害等の災害関連死の研究

細目61	西日本豪雨等の災害関連死の研究 (参考) 平成26年8月豪雨：直接死74人、関連死3人 平成30年7月豪雨：直接死109人、関連死44人	○
------	--	---

現状の取組

災害関連死の発生状況等の要因分析

災害関連死事例集（令和5年5月内閣府、令和元～3年度に審査された事例）

【年齢】70歳以上が約8割（60歳代まで含めると9割超）

【災害発生から死亡までの期間】3か月以内が約6割

【主な要因】・避難生活の肉体的・精神的負担

・電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担

・医療施設・社会福祉施設等の機能低下

県内災害(平成30年7月豪雨)

・災害関連死事例集と基本的な要因は大きく変わらないが、土砂災害の片づけ作業による体調悪化も多い傾向にあり、また、死因としては、循環器系や呼吸器系の疾患によるものが多い。

今後の取組	継続	・能登半島地震における災害関連死の発生状況等や専門家の意見を踏まえて、更なる被災者支援対策の強化を検討 (参考) 【年齢】70歳以上が約94%（60歳代まで含めると約99%） 【災害発生から死亡までの期間】3か月以内が約66% 【既往症等の有無】何らかの既往症等があったケースが約94% ※出典：災害関連死事例集（令和8年1月内閣府）
-------	----	---

関連部署

健康危機管理課

7. 検討内容

検討テーマ17 自助・共助の強化

細目62 みんなで減災「県民総ぐるみ運動」の展開

現状の取組

- 平成27年3月に「災害死ゼロ」を目標に掲げた「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例」の制定
- 平成27年10月「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」の策定
- 「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」の5つを行動目標を掲げ、県民・自主防災組織・事業者・行政等が一体となった運動を展開
- 令和3年1月第2期行動計画の策定 →社会情勢の変化や平成30年7月豪雨などの災害の教訓を踏まえ改定

今後の取組	短期	• 第3期行動計画の策定（令和8年10月予定）
	継続	<ul style="list-style-type: none">• 避難、滞在をイメージできる情報を発信するため、市町における避難所の設備環境等の情報発信項目を整理し、県HPで提供• 簡易に作成できるLINE版マイ・タイムラインの更なる普及促進• 全県民を対象とする一斉防災教室、一斉地震防災訓練を実施• 「備えるフェア」において、ポスターやチラシ等により、家具の固定、非常持出品や備蓄などの備えの必要性を啓発• 自主防災組織や市町と連携して実施する、地域防災タイムライン（風水害編、地震・津波編）や災害体験VR等を活用した実践的な避難訓練等の実施 など

関連部署

みんなで減災推進課・消防保安課

8. おわりに

本報告書では、災害関連死ゼロに向けて、「防ぎえる」災害死ゼロを目指すこととし、17のテーマ及び62の細目を設定のうえ、細目ごとに今後の取組等を取りまとめた。

とりわけ、生活拠点の異なる被災者の状況を把握し、一人ひとりへ適切な支援を行うため、関係機関・部署等が横断的に連携しながら、要配慮者をはじめとした被災者支援対策の強化に取り組むこととして整理した。

「防ぎえる」災害死ゼロを目指すためには、行政及び各関係機関の連携をより強固なものにしていくとともに、被災者・避難者となられる県民の皆様においても、「自分の命は自分で守る」という意識のもと、住宅の耐震化や家具の固定、家庭での備蓄等に取り組んでいただきたいと考える。

一方で、災害時には、自分で何とかしようとする無理を重ねることが、身体的・精神的な負担となり、災害関連死に至ることも想定されることから、無理せず早めに支援を受けることや周囲が支えることが、結果として命を守ることに繋がりうるといった意識も併せて示していく必要がある。

そのため、行政及び関係機関は、県民や自主防災組織等に対して、災害関連死とはこういったもので、何が原因となっているのかを共有するなど、災害関連死の実態を認識してもらうとともに、災害関連死に対する意識や行動のあり方を社会全体で共有することで、各主体において取り組むべき対策を考え、実践してもらえよう、日頃から啓発・教育を行っていく必要がある。

また、災害関連死の認定には明確な基準がなく、遺族等の申請のもと、被災市町村等が災害に起因して死亡したと認定して初めて災害関連死として認定されるというのが現状であることから、遺族がいない等の理由により、災害関連死として計上されないケースも考えられる。

加えて、災害関連死の中には、長距離避難搬送中や避難先の見知らぬ土地で亡くなるなど、対策がかえって仇となるような事例（「悲惨な死」と呼ばれることもある）も存在する。このようなケースは、災害関連死ゼロを目指していく中で避けては通れない課題であり、支援活動と被災者本人やご家族の意思の尊重を両立させていくことも念頭に入れて対策を検討していく必要がある。

最後に、本報告書を一つの契機として、行政及び関係機関等が連携して、県民の防災意識の醸成を図ることだけでなく、県民・地域・民間事業者等の各主体の参画のもとで、日常の社会のあり方を見直していく必要があることにも留意しつつ、広島県「みんなで減災」総ぐるみ運動とも連動しながら、県全体が一丸となって「防ぎえる」災害死ゼロ並びに災害関連死ゼロに向けた地域・社会づくりを目指していくこととする。